

質問事項への回答

1	質問	対象ブースの設置時に必要となる監督官庁への届出等について、図面の提供等ご協力いただくことは可能でしょうか。
	回答	必要な図面についてはご提供させていただきます。

2	質問	対象ブースに係る消防法に基づく防火・防災管理、法定点検等について、大阪府にてご対応いただくことは可能でしょうか。（可動式ブースの設置を想定）
	回答	可動式ブースであれば、「什器・備品」扱いとなりますので、消防法に基づく防火・防災管理、法定点検等の対象外となります。なお、本建物については消防法に基づく定期点検を行うなど、防火・防災管理を徹底しております。 （やむを得ずワークブースに火災が発生し、破損等した場合においても、府に補償を求めることはできませんのでご了承願います。）

3	質問	利用者が、途中退出時の解錠に必要なモバイル端末等を対象ブース内に置き忘れた場合など、対象ブースに入れなくなった際の本人確認および外部からの解錠について、大阪府にてご対応いただくことは可能でしょうか。（頻度は年1～2回を想定）
	回答	対応可能です。 防災センター（本府委託事業者）にて対応いたしますので、設置者は外部から解錠できる鍵を府へ提供してください。ただし、頻度が多い場合は、設置者において注意喚起を実施するなどの対応を求める場合があります。

4	質問	対象ブース内で病人等が発生した場合の救護、外部からの解錠、その他必要な対応について、大阪府にてご対応いただくことは可能でしょうか。
	回答	対応可能です。 （やむを得ず、救命活動時にワークブースが破損等した場合に、府に補償を求めることはできませんのでご了承願います。）

5	質問	対象ブースにおける火災・災害発生時の通報、初期消火、外部からの解錠、利用者の救出、避難誘導および防災訓練等について、大阪府にてご対応いただくことは可能でしょうか。
	回答	対応可能です。 （やむを得ず、避難誘導の際にワークブースが破損等した場合に、府に補償を求めることはできませんのでご了承願います。）

6	質問	対象ブースまたは利用者に関し、弊社または利用者からの連絡に基づき現地確認および対応が必要となった場合、大阪府にてご対応いただくことは可能でしょうか。（主に忘れ物対応を想定）
	回答	防災センター（本府委託事業者）にて対応可能です。